

滋賀県契約の在り方検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本県の契約の在り方を整理し、目指す契約の在り方に向けて着実に取り組み、実効性を担保していくための具体的な方策を検討するに当たり、有識者から意見等を聴取するため、滋賀県契約の在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県が行う契約の在り方の整理についての意見・助言
- (2) 本県が検討する目指す契約の在り方に向けて着実に取り組み、実効性を担保するための具体的な方策についての意見・助言
- (3) その他、県の契約の在り方の検討に当たり必要と認められること。

(組織)

第3条 懇話会は別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に座長を置く。座長は委員の互選により決定する。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 懇話会に副座長を置く。副座長は座長が指名する。
- 5 副座長は、座長に事故のあるとき、または欠けたときに、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。ただし、必要な場合は延長することができる。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会計管理局長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、会計管理局長が必要と認めた議題については、非公開とすることができる。
- 3 会計管理局長が必要と認めるときは、庁内外の関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、会計管理局管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会計管理局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年（2020年）8月21日から施行し、令和3年3月31日（第4条ただし書きにより委員の任期を延長したときは、延長された任期の末日）をもって、その効力を失う。

別表

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 石井 太 | 湖北工業株式会社代表取締役社長 (一社) 滋賀経済産業協会副会長 |
| 高坂 雄三 | (一社) 滋賀県建設業協会専務理事 |
| 辻 博子 | (一社) 滋賀グリーン活動ネットワーク事務局長 |
| 土山 希美枝 | 龍谷大学政策学部教授 |
| 中田 英里 | 公認会計士 |
| 仁尾 和彦 | 全日本自治団体労働組合滋賀県本部執行委員長 |
| 廣川 能嗣 | 滋賀県立大学学長 |

(50音順)